

● 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案 <予算関連法律案>

資料4-1

背景・必要性

- 平成26年度からの点検強化により、重大損傷の発見が相次いでおり、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、抜本的な性能回復を図る更新事業の推進が必要
 - また、国土強靭化等の社会的要請を踏まえ、高速道路の進化・改良に関する投資が不可欠
 - 料金収入を確実に確保するため、不正通行車両等からの事後徴収の強化が必要
 - 自動運転普及やカーボンニュートラルなどの政策目的達成のため、SA・PAの機能高度化が必要
- ⇒ 必要な財源の確保等により、高速道路の適正な管理や機能強化を推進することが必要

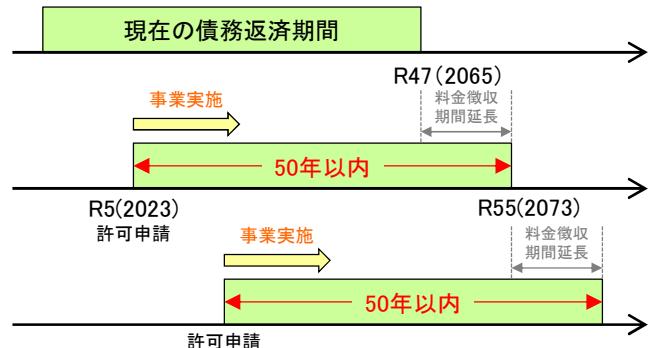


法案の概要

高速道路の料金徴収期間の延長 【特措法・機構法】

- 高速道路の更新・進化のため、料金徴収期間を延長することにより、必要な事業を追加
- 事業追加にあたっては、債務返済の確実性の観点から、債務返済期間を設定
⇒ 国土交通大臣への許可申請日から50年以内
- 現行制度を踏まえ、料金徴収期限を引き続き設定
⇒ 最長で令和9年(2015年)9月30日

<債務返済期間のイメージ>

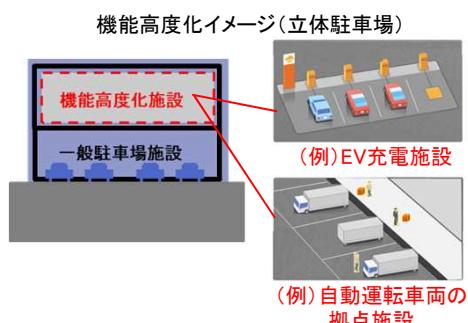


高速道路料金の確実な徴収 【特措法】

- 高速道路料金について、車両の運転者に加え、車検証上の使用者に請求できることを明確化
- 高速道路会社等が、軽自動車検査協会等から軽自動車・二輪車の車両の使用者の情報を取得できるよう措置 ※軽自動車・二輪車以外の車両使用者情報は、登録情報提供制度に基づく請求で入手可能

SA・PAの機能高度化 【機構法】

SA・PAにおいて、利用者利便の確保に資する機能高度化施設と一体的に整備される駐車場の整備費用の一部について、高速道路機構から高速道路会社に対する無利子貸付制度を創設



<その他>

地方道路公社等が管理する有料道路の整備促進等のため、当該道路のプール制(※)の対象を追加(未供用の道路を追加) 等

※交通上密接な関連を有する複数の道路を一つの道路として料金徴収(合併採算)する制度

【目標・効果】高速道路の適正な管理・機能強化

高速道路の要修繕施設(橋梁・トンネル)に対する着手率 令和3年度末:約7割 → 10年後に約8割